

3 地球温暖化対策の課題

本県の温室効果ガス排出量は、計画に基づき取組みを開始した平成12年度から毎年減少していますが、その減少要因としては、景気の動向や気候の変動、また、省エネ法の規制等による省エネの進展など、様々な変動要因が複雑に関連していることから、それぞれの要因がどの程度寄与しているかを把握することは困難です。

そこで、温室効果ガス排出量に影響を及ぼすと考えられる関連指標等をもとに、温室効果ガスの排出増減の要因を分析し、本県の地球温暖化対策の課題を整理すると次のとおりです。

産業

- 工場・事業場等における環境自主行動計画については、全国ベースで、多くの業種が目標をすでに達成しており、本県でも排出量は順調に減少傾向を示しています。
- 排出量の減少要因として、企業のコスト意識の高まり等による省エネルギー対策の進展もありますが、出荷額の減少などにみられるように景気の回復の遅れなども大きく影響していることが考えられます。
- このため、今後の景気動向を見通し、エネルギーを多く使用する工場・事業場は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づき、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減させることを目標に、省エネ活動を徹底することが必要です。

省エネ法による規制概要（工場・事業場）

〔対象規模〕

第1種エネルギー管理指定工場：3,000kL以上/年（原油換算）

第2種エネルギー管理指定工場：1,500kL以上/年（原油換算）

〔規制内容〕

第1種エネルギー指定管理工場：中長期計画の提出、定期報告

合理化計画の提出（対策が不十分な場合）

第2種エネルギー管理指定工場：定期報告

勧告（対策が不十分な場合）

家庭

- 家庭からの排出量は、平成12年度まで増加傾向が続き、その後はやや減少で推移していますが、1世帯当たりの電灯使用量が全国第1位であることや、今後も家電製品の普及・大型化などが進むと考えられることから、節電等の省エネ活動を一層推進することが必要です。
- また、家電製品の買い替え時における省エネ型家電製品の選択や、省エネ住宅の普及が進むよう、県民や家電販売店、住宅関係業界等への情報提供や働きかけなどの取組みを推進することが必要です。

オフィス等

- オフィス等からの排出量は、増加傾向が続いており、特に、近年は、商業施設等の増加や営業時間の延長などによって、著しく増加しています。
- この傾向は今後も続くと予想され、オフィス等における節電等の省エネ活動を推進することが必要です。
- また、建物の省エネ化については、新築建築物（2,000㎡以上）の約50%（平成14年度全国値）が省エネ基準に適合していますが、今後、国が目標としている省エネ基準の適合率80%以上に向けて、事業者や建築業界等への情報提供や働きかけが必要です。

自動車

- 自動車からの排出量は、平成9年度まで急増し、それ以降、ほぼ横ばいで推移していますが、今後、排出量を減少に転じさせるためには、低公害車の導入やエコドライブの一層の推進が必要です。また、公共交通機関の利用や健康にも役立つ自転車の利用を推進するなど、自動車の使用そのものを抑制することが必要です。
- 特に、今後は、乗用車よりも排出量の多い貨物車からの排出を減らすことが必要であり、そのためには、台数は貨物車全体の約1割であるものの、貨物車全体の排出量の約6割を占める普通貨物車（4t車以上）に注目し、普通貨物車を多く保有している事業者に対する対策が効果的であると考えられます。



県が導入した低公害車（天然ガス自動車）

環境教育等

《情報提供・普及啓発》

- 県では、環境情報に関するホームページ「みどりネット」で、地球温暖化防止に関する情報を提供しています。また、低公害車やエコドライブ等に関するパンフレットを作成し、イベント等での配布を通じて情報の提供に努めています。
- しかし、県民から、「温暖化するとどのような影響がでるのか」、「温暖化を防止するために何をしたらいいのか」といった声が多く聞かれるなど、情報の提供がまだまだ不十分な状況にあります。
- このため、地球温暖化対策に関する啓発・広報活動等の役割を担う「地球温暖化防止活動推進センター」（地球温暖化対策推進法に基づき、県民、民間団体等に対する啓発・広報・活動支援などを行う団体一つを県が指定）を活用しながら、わかりやすい情報の提供や環境教育を進めることが必要です。

《地域活動》

- 「地球温暖化防止活動推進員」（アースサポーター）が中心となって、家庭における節電などの実践活動を推進しているほか、地球温暖化防止活動推進員が自主的にグループを結成し、学校や公民館に出向いての環境教育（環境紙芝居等）などに積極的に取り組んでいます。
- しかし、地球温暖化防止活動推進員の活動範囲には限界があり、また、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる市町が少なく、市町レベルの「地球温暖化対策地域協議会」も設立されていないことなどから、地域活動の広がりが不十分です。
- このため、市町、住民、事業者、地球温暖化防止活動推進員、環境NPO等で組織する「地球温暖化対策地域協議会」の設立を促進し、そのネットワーク化を図り、地域活動の輪を全県的に広げていくとともに、子どもから大人までの幅広い世代における環境保全に対する意識を醸成していくことが必要です。
- また、全ての市町が地域の実情に応じた「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、この計画に基づき地球温暖化対策を進めていくことが必要です。

原子力エネルギー

- 本県の原子力発電所による発電相当量を石炭や石油の化石燃料で発電するとした場合、我が国の温室効果ガス排出量を5.5%も押し上げることになり、本県の原子力発電は、地球温暖化防止に大きく貢献しています。
- こうした貢献を維持するためには、安全性を最優先しながら、原子力発電所の安定的稼働を確保することが必要です。
- また、県民等に対し、原子力発電の地球温暖化防止への貢献を啓発・広報することも必要です。

新エネルギー

- 本県では、住宅や事業所等に、約6,000 kW（平成16年度末）の太陽光発電設備が導入されています。また、県企業局が国見岳風力発電所（900 kW×2基）を建設し、平成14年12月から運転を開始しています。
- こうした新エネルギーは、発電の際に二酸化炭素を排出しないことから、今後も導入を促進していくことが必要です。
- また、大学・研究機関、公設試験研究機関等が連携しながら、新エネルギーに関連する研究開発を進め、新産業の創出を図ることも必要です。

〔新エネルギーの分類〕

分類	新エネルギー	
再生可能(自然) エネルギー	太陽光発電	雪氷熱利用
	風力発電	太陽熱利用
リサイクル型 エネルギー	廃棄物発電	廃棄物燃料製造
	廃棄物熱利用	温度差エネルギー
	バイオマスエネルギー	
従来型 エネルギーの 新利用形態	クリーンエネルギー自動車	
	天然ガスコージェネレーション	
	燃料電池	

〔国見岳風力発電所〕



(財)若狭湾エネルギー研究センターの 新エネルギー研究開発

(財)若狭湾エネルギー研究センターでは、新エネルギーの開発や利用に関する研究に取り組んでいます。

〔主なエネルギー研究開発の分野〕

- ・太陽エネルギー利用技術開発
- ・生物資源エネルギー開発
- ・エネルギー利用高度化技術開発

こうした研究開発には、電源立地地域の振興のために交付される電源三法交付金等が活用されており、原子力発電所の立地が新たなクリーンエネルギーの研究開発の推進につながっています。

森 林

- 本県の森林面積は県土の約75%と全国平均（67%）よりも高く（全国第11位）、森林の豊かな県であり、森林による大きな二酸化炭素吸収量が期待されます。
- しかし、森林は、適切に管理経営されなければ、その吸収量は小さくなることから、本県の森林が持っている吸収量を最大限に活かすためには、森林の適切な整備が必要です。
- また、木材を利用することは、蓄積された二酸化炭素が住宅等の形で、いわば「第二の森林」となって貯蔵されることから、県産材の利用（平成16年：利用率46.9%）を一層進めることも必要です。
- さらに、森林を育て活用することが、地球温暖化防止の観点からも大切であることを広く県民に啓発・広報し、森林に対する意識の高揚を図ることが必要です。

